

# 「2021 年度利用分量割戻し」の公告

2022 年 6 月 20 日の通常総代会において、2021 年度利用分量割戻しについて議決されましたので、定款第80条第5項の規定に基づき次のとおり公告します。

## 記

### 1 割戻しの額

総額 330,298,400 円（受入共済掛金の 25%相当額）

内訳 ①掛金充当等による割戻し

（割戻額 290,662,592 円、受入共済掛金の 22%相当額）

②出資金振替による割戻し

（割戻額 39,635,808 円、受入共済掛金の 3%相当額）

### 2 割戻しの対象組合員

2022 年3月 31 日現在、火災共済事業を利用しており、継続して 2022 年 6 月 20 日において組合員である方

### 3 割戻しの方法及び期間等

#### (1) 掛金充当等による割戻し

ア 継続契約をする場合の割戻し

2022 年8月1日から 2023 年7月31日までの継続契約の際、掛金に充当して割戻します。

イ 継続契約をしない場合の割戻し

2022 年6月 20 日から 2025 年3月 31 日までに、2021 年度中に契約した契約証(領収書)を提示し請求した方に割戻します。

#### (2) 出資金振替による割戻し

組合員出資金に振替えて割戻します。

なお、組合員から出資金振替による割戻しを希望しない申し出があった場合は、直接、組合員に割戻します。

以上

2022 年 6 月 20 日

横浜市民共済生活協同組合  
理事長 松原 正之